

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和3年1月13日現在

給付・免除関係等

支援策名



対象者

支援内容

申請方法・申請先・問合せ先など

事

業

者

向

け

の

支

援

持続化給付金

実施中

休業・自粛などで売上げが半減した事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

●法人は200万円
 ●個人事業者は100万円
 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

●奈良センタービルディング6階
 (奈良市大宮町7-1-33) ※10月1日から予約は下記コールセンターまで
 ・持続化給付金事業コールセンター
 TEL 0120-279-292
 (受付時間: 午前8:30~午後7:00)
 (土曜日・祝日除く)
 ・8月31日以前申請分についてのお問い合わせ
 TEL 0120-115-570
 (受付時間: 午前8:30~午後7:00)
 (土曜日・祝日除く)

奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

受付終了

奈良県の休業要請に協力した事業者への支援

奈良県から施設の休止や営業時間の短縮の要請及び協力の依頼に協力した県内事業者

要請期間:
令和2年4月25日(土)~5月6日(水・祝)

●1事業者あたり
 ・中小企業者20万円
 ・個人事業主10万円

●申請受付期間:
 令和2年4月28日~同年6月30日まで
 (当日消印有効)
 ●奈良県産業政策課
 TEL 0742-27-7005
 午前8:30~午後5:15(土日祝除く)

大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

受付終了

奈良県の休業要請に協力し「奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」に該当した事業者への支援

市内中小企業者及び個人事業主で、【奈良県の支援】「奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(上記)に該当し交付決定を受けている中小企業及び個人事業主

●市内1事業者あたり
 ・中小企業者10万円
 ・個人事業主5万円

●申請受付期間:
 令和2年5月18日~同年12月18日まで
 (当日消印有効)
 ●大和高田市市民部産業振興課
 TEL 0745-22-1101
 午前8:30~午後5:15(土日祝除く)

雇用調整助成金

実施中

事業活動の縮小を余儀なくされ雇用の維持を図るため、休業手当を支給した事業主への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主労働者の雇用維持を図り、休業手当等を支払った事業主

(直近の生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少していること等が要件)

●助成内容・対象の大幅な拡充
 ※令和2年4月1日から令和3年2月28日までの休業等に適用
 ①休業手当に対する助成率(中小企業4/5、大企業2/3)
 解雇等を行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4)
 ※対象労働者1人1日当たり15,000円が上限
 ②教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円を加算
 ③新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
 ④1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
 ⑤雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象
 ※支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。

●申請書類を大和高田公共職業安定所(ハローワーク)に提出
 TEL 0745-52-5801 午前8:30~午後5:15(土日祝除く)
 ●コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応
 TEL 0120-60-3999 午前9:00~午後9:00(土日祝含む)

経営継続補助金

受付終了

感染拡大防止対策を行い、経営継続を行う農業者に対する支援

農林漁業者(個人・法人)

※常時従業員が20人以下
※支援期間の支援を受けることが必要

●単独申請上限150万円
 ●グループ(共同)申請
 上限1,500万円

●農林水産省経営局経営政策課
 TEL 03-6744-0576
 ●支援機関
 ・奈良県農業協同組合 営農経済総合課
 TEL 0742-27-4413
 午前9:00~午後5:00(土日祝除く)
 ・奈良県農業経営者サポート協議会農業会議
 農政係
 TEL 0742-27-7419 (JA組合員以外)
 午前8:30~午後5:15(土日祝除く)
 ※支援機関への応募締切は、7月17日まで

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和3年1月13日現在

給付・免除関係等

■ 国（申請は市等）
■ 国
■ 県
■ 市
■ その他

事業者向けの支援

支援策名	対象者	支援内容	申請方法・申請先・問合せ先など
家賃支援給付金 事業継続を下支えするための支援	実施中	本年5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少	<ul style="list-style-type: none"> ●申請サポート会場 <ul style="list-style-type: none"> ・奈良商工会議所（奈良市登大路町36-2） ・THE KASHIHARA（旧 橿原Diyビル 橿原市久米町652-2）（電話予約窓口） TEL 0120-150-413 午前9：00～午後6：00 ●経済産業省 家賃支援給付金コールセンター TEL 0120-653-930 午前8：30～午後7：00
大和高田市中小企業者等家賃支援給付金 事業者への家賃支援	実施中 令和3年2月15日まで	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の（上記の）家賃支援給付金の決定を受けている事業者または事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●申請期間：令和2年8月7日～令和3年2月15日まで（当日消印有効） ●申請書類を大和高田市産業振興課に簡易書留等で郵送してください。 ●大和高田市市民部産業振興課 TEL 0745-22-1101 午前8：30～午後5：15（土日祝除く）
水道料金の基本料金免除（2か月分） 事業者のみなさまへの生活支援	実施済	市内の全給水契約者（事業所含む）	<ul style="list-style-type: none"> ●免除の申請は、不要です。 ●大和高田市上下水道部水道総務課 TEL 0745-52-1367 午前8：30～午後5：15（土日祝除く）
小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型） 生産性向上と持続的発展を目指す事業者への支援	受付終了	新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるため、販路開拓等に取り組む事業者 （原則、令和2年2月から令和3年1月までの任意の1か月間が前年同月比20%以上減少していること）	<ul style="list-style-type: none"> ●原則100万円（補助率：2/3または3/4）を上限 ＋【事業再開枠】定額補助10/10（50万円を上限） ＋【追加対策枠】2/3、3/4又は定額補助10/10（50万円を上限） ●日本商工会議所 TEL 03-6447-5485 午前9：30～正午、午後1：00～午後5：30（土日祝除く） ●計画書の作成等の問い合わせは大和高田市商工会議所 TEL 0745-22-2201 午前9：00～午後5：15（土日祝除く） ●売上減少証明書に関する問い合わせは大和高田市市民部産業振興課 TEL 0745-22-1101 午前8：30～午後5：15（土日祝除く）
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金 妊娠中の女性労働者のため有給を設けて取得させた事業主への支援	実施中 令和3年2月28日まで	休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、令和2年5月7日～令和3年1月31日までの間に当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●対象労働者1人当たり有給休暇計5日以上20日未満：25万円 ・以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円） ※1事業所当たり人数上限：20人 ●申請期間：令和2年6月15日～令和3年2月28日 ●厚生労働省 ●奈良県 労働局 雇用環境・均等部室 TEL 0742-32-0210 受付時間：午前8：30～午後5：15（土日・祝日・年末年始除く）
両立支援等助成金（介護 離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）） 有給を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主への支援	実施中	介護のための有給の休暇制度を設け新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、令和2年4月1日～令和3年3月31日までに休暇を合計5日以上取得させた事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●申請期間：支給要件を満たした翌日から起算して2ヶ月以内 ●厚生労働省 ●奈良県 労働局 雇用環境・均等部室 TEL 0742-32-0210 受付時間：午前8：30～午後5：15（土日・祝日・年末年始除く）
小学校休業等対応助成金 小学校等に通う子どもの臨時休業により保護者へ有給休暇を取得させた企業への支援	実施中	労働基準法上の年次有給休暇とは別途、小学校等の臨時休業に伴い、労働者に令和2年2月27日～令和3年3月31日の間に有給休暇を取得させた事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●申請期間：令和2年2月27日～9月30日までの休業に関する申請期限は令和2年12月28日 ・令和2年10月1日～12月31日までの休業に関する申請期限は令和3年3月31日 ・令和3年1月1日～3月31日までの休業に関する申請期限は令和3年6月30日 ●厚生労働省 ●学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL 0120-60-3999 受付時間：午前9：00～午後9：00（土日祝含む）

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和3年1月13日現在

給付・免除関係等



事業者向け支援


支援策名	国 (申請は市等) 国 県 市 その他	対象者	支援内容	申請方法・申請先・問合せ先など
飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金 テイクアウト・デリバリーを行う事業者への支援	受付終了	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて県内飲食事業者がテイクアウト・デリバリーを行う事業者	●1事業者あたり10万円まで (補助率10/10) ※補助対象期間: 令和2年4月1日～同年8月31日	●申請期間: 令和2年7月27日～同年9月18日 ※申請は、郵送のみでの受付 ●奈良県豊かな食と農の振興課 「テイクアウト等補助金」係 TEL 0742-27-8988 (平日のみ: 午前9:00～正午、午後1:00～午後5:00)
観光振興補助金 観光需要の回復を図る事業者等への支援	受付終了	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込む観光需要の回復を図るため、整備事業を行う民間事業者等	●観光需要の回復を目的として、奈良県の要綱に定める事業について国庫補助等他の補助を除いた事業費の3分の2以内 (交付額は、補助上限額有り、千円単位で端数は切り捨て) ※対象期間: 令和2年4月16日～令和3年3月31日	●募集期限: 令和2年8月7日 (金) 午後5時必着 ※郵送又は持参で提出してください。 ●奈良県観光局ならの観光力向上課 観光ブランド力向上係 TEL 0742-27-8974 Email:narakanko@office.pref.nara.lg.jp (平日のみ: 午前8:30～午後5:15)
奈良県中小企業等再起支援事業補助金 「新しい生産様式」、「新しい販売・サービス提供様式」に対応するための投資に対する支援	受付終了	下記の全てに該当する方 ①中小企業者 (会社又は個人) である商工業者 ②県内に事業所を有する者 ③令和2年4月から申請月の前月までにおけるいずれかの月の売上高が、前月同等等と比べ20%以上減少した者	●補助率: 対象経費の2/3以内 (千円未満切り捨て) ●補助金額 ・製造業: 上限1,000万円 (下限200万円) ・非製造業: 上限500万円 (下限100万円) ※補助対象期間: 令和2年4月16日～令和3年1月31日	●募集期間: 令和2年8月3日～同年8月31日 (消印有効) ※申請は、簡易書留による郵送でお願いします。 〒630-8031 奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター 「再起支援補助金事務センター」 TEL 0742-81-9640 (平日のみ: 午前9:30～正午、午後1:00～午後5:00)
緊急支援事業補助金 事業の継続や再開に向け、緊急に行う事業活動に要する経費の支援	受付終了	下記の全てに該当する方 ①中小企業者、個人事業主、その他の法人 ②県内に事業所を有する者 ③令和2年4月から申請月の前月までにおけるいずれかの月の売上高が、前月同等等と比べ20%以上減少した者	●補助率: 対象経費の3/4以内 (千円未満切り捨て) ●補助金額 上限50万円 (下限20万円) ※補助対象期間: 令和2年4月1日～同年11月30日	●申請は、簡易書留による郵送でお願いします。 〒630-8031 奈良市柏木町129-1 (公財) 奈良県地域産業振興センター 緊急支援補助金事務局 TEL 0742-81-9461 (平日のみ: 午前9:30～正午、午後1:00～午後5:00)
水道料金の基本料金免除 (2か月分) 事業者のみみなさまへの生活支援	実施中	市内の全給水契約者 (事業所含む)	●10月、11月使用分 (12月検針) 及び11月、12月使用分 (1月検針) の基本料金を免除	●免除の申請は、不要です。 ●大和高田市上下水道部水道総務課 TEL 0745-52-1367 午前8:30～午後5:15 (土日祝除く)
予防対策応援ステッカーの配布 事業者のみみなさまへの配布	受付中	国が示す「感染拡大予防ガイドライン」に沿った取組みを実践している市内に所在する事業者	●予防対策応援ステッカーを1事業者に対し2枚配布 (先着500事業者)	●申請期間: 令和2年10月1日 (木) ~ ●申請は、郵送でお願いします。 ●大和高田市市民部産業振興課 TEL 0745-22-1101 午前8:30～午後5:15 (土日祝除く)
Go To 商店街キャンペーン イベントを実施する商店街等への支援	実施中	特定の商店街等 (商店街その他の商業の集積) の活性化につながる取組を実施できる商店街組織等	●商店街イベント等の実施及び新たな商材の開発やプロモーションの制作などに対し1団体あたり300万円を上限に補助 2者以上で連携し事業を実施する場合は、団体ごとへの補助とは別に500万円を上乗せ (1申請あたりの上限1,400万円)	●先行募集 対象事業期間: 令和2年10月19日～11月30日 募集期間: 令和2年10月19日～11月30日の事業10月9日締切 令和2年11月1日～11月30日の事業10月19日締切 令和2年11月21日～11月30日の事業10月30日締切 ●通常募集 対象事業期間: 令和2年12月1日～令和3年2月14日 募集期間: 令和2年10月30日～ ●Go To 商店街事務局 TEL 0120-304-060 午前10:00～午後6:00 ※令和2年12月以降の土日祝・年末年始 (12月29日～1月3日) 除く

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和3年1月13日現在

給付・免除関係等

事業者向けの支援

支援策名		対象者	支援内容	申請方法・申請先・問合せ先など
<p>新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金</p> <p>医療・福祉のサービス提供に携わる従事者への支援</p>	<p>国 (申請は市等)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が拡大する中、医療・福祉サービス提供に携わる従事者</p>	<p>【医療分】 (令和2年1月28日～6月30日までの間に通算10日以上勤務が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 奈良県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に慰労金最大20万円給付 その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員は、慰労金5万円を給付 <p>【介護分】</p> <p>①利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者 と接する職員 (令和2年1月28日～6月30日までの間に通算10日以上勤務が必要)</p> <p>○訪問系サービス事業所に勤務する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記期間中に実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員は20万円 <p>○その他の介護事業所・施設等に勤務する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記期間中に実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生し、その日以降に当該事業所・施設で勤務した職員は20万円 <p>○それ以外の職員は5万円</p> <p>②上記①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者 と接する職員 (令和2年1月28日～6月30日までの間に通算10日以上勤務が必要) は5万円</p> <p>【障害分】</p> <p>①利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触である利用者に対応した障害福祉サービス事業所・施設等に勤務し、利用者 と接する職員 (令和2年1月28日～6月30日までの間に通算10日以上勤務が必要)</p> <p>○訪問系サービス事業所に勤務する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記期間中に実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員は20万円 <p>○その他の障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記期間中に実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生し、その日以降に当該事業所・施設で勤務した職員は20万円 <p>○それ以外の職員は5万円</p> <p>②上記①以外の障害福祉サービス事業所・施設等に勤務し、利用者 と接する職員 (令和2年1月28日～6月30日までの間に通算10日以上勤務が必要) は5万円</p>	<p>●申請期間：令和2年9月1日～12月31日 ※申請は、原則、医療機関等から郵送での受付やむを得ない場合は、個人から郵送でも可 (12月31日消印有効)</p> <p>●申請先：〒630-8501奈良市登大路町30番地 奈良県 医師・看護師確保対策室 慰労金担当</p> <p>●奈良県慰労金コールセンター TEL 0742-81-3130 (年末年始除く平日、午前8:30～午後5:00)</p> <p>●申請期間：令和2年9月1日～12月31日 ※申請は、原則、事業所・施設等から郵送での受付やむを得ない場合は、個人から郵送でも可 (12月31日消印有効)</p> <p>●申請先：〒630-8501奈良市登大路町30番地 奈良県 介護保険課介護事業係 慰労金担当</p> <p>●奈良県慰労金コールセンター TEL 0742-81-3130 (年末年始除く平日、午前8:30～午後5:00)</p> <p>●申請期間：令和2年9月1日～12月31日 ※申請は、原則、事業所・施設等から郵送での受付やむを得ない場合は、個人から郵送でも可 (12月31日消印有効)</p> <p>●申請先：〒630-8501奈良市登大路町30番地 奈良県 障害福祉課自立支援・療育係 慰労金担当</p> <p>●奈良県慰労金コールセンター TEL 0742-81-3130 (年末年始除く平日、午前8:30～午後5:00)</p>

受付終了

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和3年1月13日現在

貸付関係

国（申請は市等）
 国
 県
 市
 その他

事業者向けの支援

支援策名	対象者	支援内容	申請方法・申請先・問合せ先など
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> 日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス感染症特別貸付等 </div> <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">実施中</div> </div>	新型コロナウイルス感染症による影響により業況が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等	<ul style="list-style-type: none"> ●融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施 ●担保：無担保 ●貸付期間：設備 20年以内 運転 15年以内 ●うち据置期間：5年以内 ●融資限度額： （別枠）中小事業・商工中金 6億円（拡充前3億円）、 国民事業8000万（拡充前6000万円） ●金利：当初3年間基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利 	<ul style="list-style-type: none"> ●平日のご相談 日本公庫事業資金相談ダイヤル： TEL 0120-154-505 商工中金相談窓口：TEL 0120-542-711 ●土日・祝日のご相談 日本公庫 TEL 0120-112476（国民生活事業） TEL 0120-327790（中小企業事業） 商工中金相談窓口 TEL 0120-542-711
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> 特別利子補給制度 </div> <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">実施中</div> </div>		<ul style="list-style-type: none"> ●日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等に対して利子補給を行うことで資金繰り支援を実施 ●利子補給期間：借入後当初3年間 ●利子補給対象上限： 中小事業・商工中金2億円、 国民事業4000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●（独）中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 TEL 0570-060515 （平日・休日 午前9:00～午後5:00）
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> 民間金融機関における実質無利子・無担保融資 </div> <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">実施中</div> </div>	国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、要件を満たした方	<ul style="list-style-type: none"> ●要件：売上高▲5%、売上高▲15% ●個人事業主の場合（事業性あるフリーランス含む、小規模のみ） 保証料ゼロ・金利ゼロ ●小・中規模事業者（上記除く） 売上高▲5%の場合：保証料1/2 売上高▲15%の場合：保証料ゼロ、金利ゼロ <p>【融資上限額】 4,000万円 （拡充前 3,000万円）</p> <p>【補助期間】 保証料は全融資期間、 利子補助は当初3年間</p> <p>【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年 【担保】 無担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業金融相談窓口 TEL 0570-783-183 ※平日・土日祝日 午前9:00～午後7:00 ※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和3年1月13日現在

猶予・減免関係

事業者向けの支援

支援策名	国（申請は市等） 国 県 市 その他	対象者	支援内容	申請方法・申請先・問合せ先など
社会保険料等の猶予 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等が困難な方への支援	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主	●1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予 ・担保の提供は不要 ・延滞金もかからない ※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象	●申請書類を大和高田年金事務所に提出してください。 （申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます） 大和高田年金事務所 TEL 0745-22-3531 午前8：30～午後5：15（土日祝除く） ●猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口 TEL 0570-666-228 （050で始まる電話では利用不可） 月曜日～金曜日午前9：00～午後5：00 （祝日は利用不可） ※健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。 ※労働保険料に係るお問い合わせ先は、葛城労働基準監督署 TEL 0745-52-5891（土日祝除く）
国税の猶予 法人税や消費税などの納税が困難な方への支援	実施中	国税を一時的に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。詳しくは国税庁HPをご覧ください。		●国税局猶予相談センター TEL 0120-527-363 午前8：30～午後5：00（土日祝除く）
県税の猶予 法人県民税、法人事業税、個人事業税等の納付が困難な方への支援	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、一時に納付・納入することが困難である事業者	●1年間、徴収猶予等が認められる場合あり	●中南和県税事務所 TEL 0744-48-3007 TEL 0744-48-3008 午前8：30～午後5：15（土日祝除く） ●奈良県自動車税事務所 TEL 0743-51-0082 午前8：30～午後5：15（土日祝除く）
市町村民税・固定資産税の猶予等 市町村民税・固定資産税等を納付することが困難な方への支援	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し所得が相当程度まで下がった方	●徴収猶予（納税、納付の期間延長）等が認められる場合あり	●申請書類を大和高田市財務部収納対策窓口へ提出してください。 ●大和高田市財務部収納対策室 TEL 0745-22-1101 午前8：30～午後5：15（土日祝除く）
厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定 休業で著しく報酬が下がった方への支援	実施中 令和3年1月末日まで	下記の全てに該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の影響による休業で、令和2年4月～7月までに報酬が著しく低下した月が生じた方 ②著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1ヶ月分）が、2等級以上下がった方 ③改定内容に本人が書面により同意している	●令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月分保険料が対象	●令和3年1月末日までに届出があったものが対象 ●大和高田年金事務所へ申請してください。（郵送もしくは、窓口へのご提出も可能） 大和高田年金事務所 TEL 0745-22-3531 午前8：30～午後5：15（土日祝除く） ●ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570-007-123（ナビダイヤル） 03-6837-2913 （050から始まる電話でかける場合） ※受付時間：月～金 午前8：30～午後7：00 第2土曜日 午前9：30～午後4：00
固定資産税・都市計画税の軽減措置 事業収入が一定以上減少している方への支援	実施中 令和3年2月1日まで	令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間の事業収入と比べて、30%以上減少している中小企業者	●事業収入の減少幅及び課税標準額の軽減率 ①30%以上50%未満減少：2分の1軽減 ②50%以上減少：全額軽減 ※申告者が所有する事業用家屋及び事業の用に供する償却資産が対象	●令和3年2月1日までに申告があったものが対象 ●認定経営革新等支援機関等へ本軽減措置の適用要件を満たしていることの確認を依頼。認定を受けた上で必要書類を添付し、大和高田市税務課固定資産税係へ申告してください。詳しくは大和高田市ホームページでご確認ください。 ※認定経営革新等支援機関等に関しては、中小企業庁のHPで一覧が掲載されています。 ●中小企業庁 https://www.chusho.meti.go.jp/ ●大和高田市税務課固定資産税係 TEL 0745-22-1101 午前8：30～午後5：15（土日祝除く）